

運転競技実施要領

1 審査の主眼

安全無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術について採点する。
満点は400点とし、運転競技採点表に基づいて減点する。

2 減点対象項目

(1) 運転操作および法規履行

安全措置、発進、制動、操向、車体感覚、通行区分、進路変更、直進・右左折（巻き込み防止措置を含む。）踏切通過、駐車等

(2) コース走行

周回・幹線コースの走行（発進・停止を含む。）、交差点の通行（右折および左折を含む。）、坂道発進、狭路コースの走行

(3) バックスラローム走行・ホーム着け

障害物を回避しながら後退する。課題開始から3分以上経過しても完了しない場合は後述のホーム着けも含み、課題を中止し不履行として減点とする。なお、課題不履行は100点減点とする。

障害物と指示した間隔に停止する。（後方間隔は、当日競技説明の中で発表する。）

（注）車体中央部と障害物の指示した間隔との誤差は、次の方法で減点を行う。
各部門とも誤差±1cmごとに1点減点する。

但し、接触または減点が50点を超えた場合は、一律減点50点とする。

(4) 運転時間

一定時間（次項に示す。）経過後は減点の対象とし、10秒ごとに5点減点とする。ただし、先行車待ち（他車のホーム着け、後退、駐車を待つ間で同乗審査員が指示した場合）等は時間から除外する。

3 運転時間

4トン部門 7分、11トン部門、トレーラー部門 7分30秒

4 競技の進行

- (1) 点検競技終了後、審査官の指示に従い乗車し、出発点まで移動する。（乗車前の車両周り確認は不要とする。）
- (2) 出発点ではエンジンはかけたまま、ギアをニュートラルにして手ブレーキをかけ、両足をペダルから放し、運転者側のドアをロックし、シートベルトをしめて待機する。シートベルトはホーム着けおよび後退時にはずすことができ、はずしておく必要がなくなったら直ちに装着しておく。
- (3) 出発点における発進は、審査官の「発進」の指示に従って、すみやかに発進すること。
- (4) コースの走行順路は別添のコース図によるものとし、走行順路を忘れたときは、すみやかに審査官にたずねる。走行順路の教示以外の質問について、審

査官は回答しない。

- (5) 競技終了後はすみやかに次番選手と交代する。

5 競技条件

- (1) 審査（時間測定を含む。）は、審査官が「発進」と指示したときから、コース終着点で下車するためのドアを開けるまでとし、法令に従い正しい基本操作を行うこと。
なお、安全措置については、「発進」の指示前であっても審査の対象とする。
- (2) コースは、一般道路（コース舗装路面はすべて車道）とみなし、道路標識、道路標示等はすべて有効とする。
- (3) 最高制限速度は、 40 km/h とし、道路および交通の状況に応じた速度で走行すること。（変速ギアを選択は自由とする。）
- (4) 左折小回りの基準は、交差点内を左後輪がコース左側端からおおむね1メートル以内を走行すること。（左折直後の中央線のはみだしは必要限度でしても良い。）
- (5) 路外離脱（脱輪）の際は、直ちに停止し、審査官の指示を待つこと。
- (6) ホーム着けは、車体後端をできるだけ平行に接近させること。
ホーム着けが完了したときは、完了した旨をハッキリと大声で「よし」と後部計測員に知らせること。
ホーム着けを完了してもエンジンはかけておく。ホーム着け完了後の発進は、審査官の発進指示によること。
- (7) 終着点では、車両を左側の白線に寄せるとともに、停止目標（赤白のポール）にフロントバンパーを一致させ、駐車状態（ギアはローかリバース）にしておくこと。